

隊友新聞 26 年 7 月号記事

公的年金制度（4）

厚生年金保険

今回は、公的年金の一つの「厚生年金保険」を取り上げます。

Q 1 厚生年金保険とはどのような保険ですか？

A 厚生年金保険は、労働者の老齢、障害又は死亡について保険給付を行い、労働者及びその遺族の生活の安定と福祉の向上に寄与することを目的とした公的年金制度です。

厚生年金保険は、厚生労働大臣が運営の責任者ですが、事務手続等は日本年金機構が委託を受けて行っております。したがって厚生年金保険に関する手続は日本年金機構が運営する「年金事務所」が行っております。

Q 2 どのような人が厚生年金保険の被保険者になるのですか？

A 厚生年金保険が適用される会社、工場、商店、船舶等（「適用事業所」という）に常時使用される 70 歳未満の人は、国籍や性別、年金の受給の有無にかかわらず厚生年金保険の被保険者となります。

Q 3 厚生年金保険の適用事業所とはどういうところですか？

A 厚生年金保険の適用事業所となるのは、株式会社など法人の事業所及び従業員が常時 5 人以上いる個人の事業所（農林漁業、サービス業などを除く。）です。

Q 4 厚生年金保険の保険料は何で決まるのですか？

A 厚生年金保険料は「標準報酬月額（標準賞与額）×保険料率」で決まります。

坑内員や船員以外の被保険者の保険料率は、被保険者の標準報酬月額・標準賞与額（Q5参照）の17.12%（2013年9月～2014年8月までの料率）です。この保険料率は、2017年9月まで、毎年9月に0.354%ずつ引き上げられます。2017年9月以降は、18.3%に統一される予定です。

Q5 標準報酬月額や標準賞与額とはどういうものですか？

A 「標準報酬月額」とは、月額給料額ですが、給料額と完全に一致しません。給料などの報酬そのものの金額ではなく、例えば、給料額が195,000円～210,000円の人の標準報酬月額は200,000円とするように区切りのよい幅で区分したものです。

標準報酬月額は、第1級98,000円（報酬月額が101,000円以下）～第30級620,000円（報酬月額が605,000円以上）の30等級に区分されており、継続して雇用されている人は通常4～6月に支給される給与の平均額によって決まります。その標準報酬月額は、9月～翌年8月まで適用されます。

「標準賞与額」とは、単純にボーナスの額（1000円未満の端数は切捨て）で、その額が150万円を超えるときは、これを150万円としたものです。

Q6 厚生年金保険料は誰が支払うのですか？

A 厚生年金保険料は、被保険者と事業主とが折半して負担し、事業主が被保険者の分も含めて納付義務を負います。

今回は、厚生年金保険の給付の一つである「老齢厚生年金」を取り上げます。